

## 千葉県保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱（市単独加算）

（趣旨）

第1条 市長は、千葉市内の保育士の確保に必要な措置を講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、千葉県保育士修学資金貸付事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し補助金を交付する。

（交付の対象）

第2条 この補助金の交付の対象は、千葉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱に基づいて実施する保育士修学資金貸付の入学準備金のうち市単独加算分に係るものとする。

（交付額）

第3条 この補助金の交付額は、次表に定める基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

基準額	補助対象経費
1人当たり10万円以内	貸付金（入学準備金）

（交付の申請）

第4条 市社協会長は、規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉県保育士修学資金貸付事業補助金交付申請書（市単独加算）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により交付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （6）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知について、千葉市保育士修学資金貸付事業補助金交付決定通知書(市単独加算)(様式第2号)によるものとする。

(変更交付申請)

第7条 市社協会長は、交付決定の内容を変更しようとするときは、第5条1号又は第2号の規定により、千葉市保育士修学資金貸付事業補助金変更交付申請書(市単独加算)(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請について適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、千葉市保育士修学資金貸付事業補助金変更交付決定通知書(市単独加算)(様式第4号)により、通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 市社協会長は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第5条第3号の規定により、千葉市保育士修学資金貸付事業(市単独加算)中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による報告について適当と認めるときは、千葉市保育士修学資金貸付事業(市単独加算)中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告しようとするときは、翌年度4月末までに、千葉市保育士修学資金貸付事業実績報告書(市単独加算)(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市保育士修学資金貸付事業補助金確定通知書(市単独加算)(様式第8号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 補助金の交付は実績払によるものとし、市社協会長は、第6条で決定を受けた補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市社協会長は、事業を中止し、又は廃止したときは、実施要綱に定める特別会計の廃止時点の残額を市に返還するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成28年12月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(あて先) 千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)所要額調書(別表1)

(あて先) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

千葉市長

印

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

<審査請求等>

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)変更交付申請書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により交付決定のあった千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 補助金変更交付申請額 金 円
- 2 千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)所要額調書(別表1)

(あて先)社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

千葉市長 印

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました千葉市保育士修学資金貸付事業  
補助金(市単独加算)について、決定の一部を下記のとおり変更することとしたので通知します。

記

交付決定額 金 円  
うち今回追加(現額)交付決定額 円

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により交付決定のあった千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)を中止(廃止)したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止(廃止)理由
- 2 中止(廃止)予定日
- 3 その他添付書類



<文書番号>  
年 月 日

(あて先) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

千葉市長

印

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)中止(廃止)(承認・不承認)通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)の事業中止(廃止)について、(承認・不承認)としましたので通知します。

(不承認の理由)

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)実績報告書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により交付決定のあった千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)について、年 月 日から 年 月 日まで分の事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)実績報告書(別表2)
- 2 千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)実績報告内訳書(別表3)

(あて先)社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

千葉市長 

印
---

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のありました千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)について、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号(第11条関係)

<文書番号>  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会長

印

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)請求書

年 月 日付け千葉市指令こ幼運第 号により交付決定のあった千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)について、次により補助金を請求する。

補助金交付請求額 金 円

別表1

千葉県保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)所要額調書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

平成 年度

貸付予定人数 ①	貸付予定額 (市単独加算) ②	返還金等収入予定額 ③	支出予定額 ④(②-③)	補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥
0人	0円	0円	0円	0円	0円

※⑥欄は、④欄、⑤欄を比較し、少ない額を記入。

別表2

千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)実績報告書

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

平成 年度

当初交付決定額 (市単独加算) ①	対象経費の 実支出額 ②	補助 基準額 ③	選定額 ④
0円	0円	0円	0円

※②欄は、内訳⑦欄と同じ額。

※④欄は、②欄、③欄を比較し、少ない額を記入すること。

(内訳)

貸付人数 ①	貸付済額 ②	返還が必要な額 (履行猶予分を除く) ③	延滞利子 ④	③、④のうち、今年 度に返還があった ⑤	③、④のうち 返還未済額 ⑥	対象経費の 実支出額 ⑦(②-⑤)
0人	0円	0円	0円	0円	0円	0円

## 千葉市保育士修学資金貸付事業補助金(市単独加算)実績報告内訳書

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

貸付対象者の氏名	貸付期間	入学準備金加算(市単独加算) ①	返還が必要な額 (履行猶予分を除く) ②	延滞利子 ③	②、③のうち、今年度に返還があった額 ④	②、③のうち返還未済額 ⑤
		0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円	0円
合計		0円	0円	0円	0円	0円